

# 幼稚園および保育所／園における健康管理の実態と課題

## －保育の多様化に応えるために－

堤 荘 祐  
石 岡 由 紀

### はじめに

日本の社会は産業構造の変化、経済水準の向上、高学歴社会、女性の社会進出等の社会変動が認められ、これに伴い家庭の形、質、大きさが著しく変化し、家庭機能の低下をもたらしている。また子どもを取りまく環境は、少子化、高齢化、地域社会における住民相互の交流の希薄化、遊び場の減少により、発達の保障という観点から見れば極めて憂うべき状況にある。こうした社会的背景の中で、多様で複雑な子どもの問題が生じている。一方、親側に目を転じれば、児童虐待や養育能力の低下、育児不安がもたらす子どもへの悪影響などが顕著となっている。

とくに少子化の傾向は進行し、平成15年度の合計特殊出生率は1.29まで低下している。このような少子化の背景には、いくつかの要因が考えられるが、その最大の要因として、女性の社会進出、すなわち働く女性の増大が挙げられる。結婚して子どもを持ちたい人が、安心して産み育てられる環境づくりをするための様々な社会的支援のあり方が切実に求められている。

「少子化」という言葉が頻繁に使われるようになったのは、平成2年のいわゆる「1.57ショック」以降である。少子化の進展は、我が国の社会的・経済的状況に深刻な影響を与えることになることから、少子化社会への対応を重要政策課題として位置づけられるようになった。具体的には、「健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置（平成2年8月）や「ウェルカムベビーキャンペーン」（平成4年4月）などが行われた。その後、社会が親のパートナーとして子育てを支援していくという新たな子ども家庭施策として、「今後の子育て支援のための基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部・厚生・労働・建設大臣合意、平成6年12月）、「緊急保育対策5ヵ年計画：当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方」（大蔵・厚生・自治三大臣合意）があいついで公表されている。さらに平成7年6月「児童育成計画策定指針について」（地方版エンゼルプラン）が都道府県・政令指定都市に通知された。

また「児童の権利条約」の批准（平成6年5月）、「児童福祉法」の改正（平成9年6月）などもあり、児童の健全育成に力が注がれている。

さらに平成11年12月には「新エンゼルプランの実施計画が発表され、子育て相談に対応したり、状況に応じて乳幼児を預かる多機能保育所の設置、小学校低学年の子どもに対する放課後児童プランの充実などが盛り込まれている。平成12年11月には「児童虐待防止法」が施行され、さらに少子化対策の一層の充実を図るために「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、その観点から平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が成立、施行されている。

このような状況の中で、乳幼児の保育対策は一貫して、最重要課題とされ多様な保育施設や制度の充実、保育の質の向上が期待されているところである。

保育所が行う具体的な保育形態は、ニーズに応じて多様化しているが、特に低年齢児保育、延長保育、特別保育事業、病児保育などが積極的に実施されている。

また幼稚園においても、通常の保育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて「預かり保育」を実施するところが増加している。このように、保育所と幼稚園は、地域や保護者のニーズに応じた多様な保育が求められており、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」についても検討されている。

本研究では、就学前の教育・保育形態が多様化する中、保育を受ける子どもたちの健康管理に焦点をあて、幼稚園・保育所／園の現状について調査し、より効果的な教育・保育にするための課題を探ることを目的とした。

## 1. 幼稚園における健康管理

幼稚園における健康管理に関する法令としては、学校保健法第1章総則に始まり、第2章健診および健康相談、3章伝染病の予防、第4章学校保健技師並びに学校医、学校歯科医および学校薬剤師の中でふれられている。また学校教育法第81条では幼稚園における養護教諭の配置義務がないことが述べられている。

一方、幼稚園教育要領によると、第1章総則の幼稚園教育の目標において「健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。」とされている。また第2章ねらい及び内容において心身の健康に関する領域として「健康〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕」を設けそのねらいにおいて「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」としている。さらに内容においては「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。」「進んで戸外で遊ぶ。」「健康な生活のリズムを身に付ける。」「身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。」「自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。」「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」などが記されている。

そしてその内容の取り扱いにおいては「心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ」「体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を

大切にしようとする気持ちが育つようになると」「幼児の関心が戸外にも向くようになると」「生活に必要な習慣を身に付けるようになると」などがあげられている。また3歳児の入園については第3章指導計画作成上の留意事項の中で「特に3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全部面に十分配慮すること」とされている。さらに、特に留意する事項として「安全に関する指導にあたっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようになるとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また交通安全の習慣を身に付けるようになるとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようになると」と記されている。このような内容を踏まえ、実際に幼稚園においては各園各自の取り組みにおいてその健康管理にあたっているものと考えられる。

## 2. 保育所／園における健康管理

保育所／園における健康管理に関する法令は児童福祉施設最低基準第12条で入所時の健康診断と少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の必要性について、第32条において保育所の設備の基準について、第33条において嘱託医の配置について、第35条において保育所における保育の内容として健康状態の観察の必要性が述べられている。

また、特別保育事業の実施については乳児9人以上の場合は保健婦または看護師一人を配置しなければならないとされている。

一方、保育所保育指針によると第1章総則において「子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に發揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。」とし、養護と教育の一体化の必要性が述べられている。また保育の目標においては「生命の保持および情緒の安定を図ること」「健康安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。」さらに保育の環境項目では施設について「採光、換気、保温、清潔など環境保健の向上に努め、特に、危険の防止と災害時における安全の確保について十分に配慮する」と記されている。保育のねらい及び内容については「生命の保持および情緒の安定に関わる事項は全年齢について示してあるが」とし特に3歳児以上児の各年齢においては、これらを〔基礎的事項〕としてまとめて示している。さらに、心身の健康に関する領域として「健康」を設定している。また保育所保育指針においては第12章において健康・安全に関する留意事項として「保育所の保育においては、子どもの健康と安全は極めて重要な事項であり、一人一人の子どもに応じて健康・安全に留意するとともに、全体の子どもの健康を保持し、安全を守るように心がけることが大切である」と明記されており、「日常の保育における保健活動」という項目において「子どもの健康状態の把握」については嘱託医の指導の下、母子健康手帳等を活用すること、登所時に子どもの健康状態を観察し、保護者から子どもの状態について報告を受けるようにすること、保育中に異常が発見さ

れた場合の対処の方法、身体的虐待や不適切な養育の発見に努めることなどがあげられている。「発育・発達状態の把握」については体重、身長、頭囲、胸囲などの計測を定期的に行うことがあげられている。さらに「授乳・食事」「排泄」「健康習慣・休養・体力づくり」について述べられている。また同第12章においてはその他に「健康診断」「予防接種」「疾病異常等に関する対応」「保育の環境保健」「事故防止・安全指導」「虐待などへの対応」「乳児保育についての配慮」「家庭、地域との連携」項目が明記され、保育所・園における健康管理の詳細が述べられており、実際に保育所・園においては各所・園各自の取り組みにおいてその健康管理にあたっているものと考えられる。

### 3. 幼稚園における健康管理の実際

幼稚園における健康管理に関しては、学校教育法、学校保健法、幼稚園教育要領等の中で上記のように述べられている。本項においては健康管理の実際について私立A幼稚園の実際を聴取した。結果は以下のとおりである。

#### (1) 健康状態情報の収集と記録の方法

A幼稚園においては、就園時に各園児に対して「健康手帳（添付資料1・2・3参照）」を配布し、保護者にその記載を義務付けている。記入漏れのあった場合はその旨連絡し、必ず全項目の記入を依頼している。また年度毎における身体測定記録等はその度毎に担任が記載し、保護者に確認を依頼する。確認返却後は担任が保管している。

#### (2) 健康診断

在園児に対しては年に1回嘱託医による健康診断を実施している。また就園に際しては嘱託医による就園前一斉健康診断を実施している。

#### (3) けがや急病が発生した時の対応

##### ① 直ちに処置が必要な場合

- ・救急車を呼び、救急隊員の指示に従う
- ・保護者に連絡をとり、救急隊員の指示を伝える

##### ② 保育を継続する場合

- ・保育制限をしながら、観察を続け容態が変化した場合はすぐに保護者に連絡をする

##### ③ 保護者に引き渡す場合

- ・不在の場合は緊急連絡先に連絡し、できるだけ早く迎えを要請する
- ・病状やけがの状態または様子を看視する必要がある旨伝える

##### ④ その他

- ・応急処置が必要な場合は嘱託医のもとに連れて行く
- ・預かっている薬がある場合は保護者に連絡・確認した上、与薬し様子をみる。

- (4) 平熱の把握
  - ・健康手帳に平熱が記載されているか確認しておく
- (5) 発育測定
  - ・学期毎に身長／体重／胸囲を測定し健康手帳に記載し、保護者に確認を依頼する。
- (6) 日常の健康状態の把握
  - ・登園／降園時に子どもの様子を観察する。
  - ・保育時間中の子どもの様子を観察する。
- (7) 保健だより
  - ・必要に応じて（予防接種の案内／感染予防など）園だよりに記載する。
- (8) 予防接種指導
  - ・日本脳炎
  - ・インフルエンザ
  - ・その他
- (9) 感染症の対応
  - ・伝染病の種類によって各幼児の主治医の判断の下、登園許可が出るまで出席停止とする。
  - ・主治医の登園許可が出れば、特に診断書は必要としない。
- (10) 健康増進の援助
  - ・毎朝の体操を励行する。
  - ・週1回毎の体育指導を実施する。
  - ・外遊びを励行する。
  - ・手洗い／うがい／歯磨き指導をする。
- (11) 安全教育
  - ・年1回毎の交通安全教室を開催する。
- (12) 防災訓練
  - ・火災／地震時の災害理解と避難訓練を実施する。
- (13) 安全点検
  - ・施設／設備／遊具その他の点検を実施する。
- (14) その他
  - ・アレルギー対応における給食は、できるだけ除去食が提供できるよう協力はするが、困難な場合には、家庭からの持参を求める。

#### 4. 保育園における健康管理の実際

保育所／園における健康管理に関しては、児童福祉法、児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等の中で上記のように述べられている。本項においては健康管理の実際にについて私立B保

育園の実際を聴取した。結果は以下のとおりである。

(1) 健康状態情報の収集と記録の方法

就園を前に保護者による児童票(添付資料参照)の記入を義務付け、園が保管している。

(2) 健康診断

- ・内科健診を全園児に対して年に2回、眼科検診を全園児に対して毎年1回、耳鼻科健診を全園児に対して年1回（ただし乳児は保護者の問診のみ）、歯科検診を4・5歳児のみ年2回その他の園児は年に1回、尿検査を年に1回、寄生虫卵検査を年1回実施する。

なお、その記録（添付資料参照）は園で保管し、別記録した結果用紙を保護者に配布し、報告する。

(3) けがや急病が発生した時の対応

① 直ちに処置が必要な場合

- ・救急車を呼び、救急隊員の指示に従う
- ・保護者に連絡をとり、救急隊員の指示を伝える

② 保育を継続する場合

- ・保育制限をしながら、観察を続け容態が変化した場合はすぐに保護者に連絡をする

③ 保護者に引き渡す場合

- ・不在の場合は緊急連絡先に連絡し、できるだけ早く迎えを要請する
- ・病状やけがの状態または様子を看視する必要がある旨伝える

⑤ その他

- ・応急処置が必要な場合は嘱託医に連れて行く
- ・原則として薬を預かることはないが、例外として預かっている薬がある場合は保護者に連絡・確認した上、与薬し様子をみる。

(4) 平熱の把握

- ・就園前健康診断時で把握し、記録する。

(5) 発育測定

- ・毎月実施し、その記録（添付資料4・5・6・7・8参照）は園で保管し、別記録した結果用紙を保護者に配布し、報告する。

(6) 日常の健康状態の把握

- ・登園／降園時に子どもの様子を観察する。
- ・保育時間中の子どもの様子を観察する。
- ・乳児保育保健記録票または幼児保育保健記録票（添付資料参照）を用い、登園時に保護者に記入を依頼する。ただし、プライバシーに関わる問題でもあるため、必要に応じて個人連絡帳を利用する場合もある。

- (7) 保健だより
  - ・必要に応じて（予防接種の案内／感染予防など）園だよりに記載する他、毎号保健師によるコラムを掲載する。
- (8) 予防接種指導
  - ・接種時に必要な申込み用紙の配布を行う。
- (9) 感染症の対応
  - ・伝染病の種類によって各幼児主治医の判断の下、登園許可が出るまで出席停止とする。
  - ・主治医の登園許可が出れば、特に診断書は必要としない。
- (10) 健康増進の援助
  - ・週1回毎の体育指導を実施する。
  - ・外遊びの他、散歩を励行する。
  - ・手洗い／うがい／歯磨き指導をする。
  - ・午睡時の着替え指導をする。
- (11) 安全教育
  - ・年1回毎の交通安全教室を開催する。
- (12) 防災訓練
  - ・火災／地震時の災害理解と避難訓練を月1回、消火訓練を年2回実施する。
- (13) 安全点検
  - ・施設／設備／遊具その他の点検を実施する。
- (14) その他
  - ・給食については、主治医の指示により除去食および対応食を提供する。
  - ・アレルギーまたは慢性疾患については主治医の指示により個々に対応する。

## 5. 現状と今後の課題

上記してきたとおり、健康管理に関して、幼稚園・保育所／園ともに今日の多様化した保育ニーズに対応して様々な取り組みが行われていることが明らかになった。

幼稚園と保育所／園の取り組みに関して、ほとんどの項目において共通の取り組みがなされていることが明らかになった。特にアレルギーに対しては、給食の対応など、各園ともに個々の子どもに対応する姿勢が見られ、集団保育における個々の発達は基より安全対策を含んだ健康管理が重要視されているものと考えられる。

ただしその一方で保育時間の長さ、または在籍児の年齢幅の大きさの違いから、日々の保育保健記録に関しては保育所／園独自の取り組みがなされている。それは保育時間の長さ、もしくは年齢幅による要因にも深く関係しているのではあるが、幼稚園と保育所／園における保護者と保育者との対話に割かれる時間の長さにも大きく関係しているものと考えられる。つまり、

幼稚園の場合は保護者が保育者と対話するのに有する時間には比較的余裕があり、必要に応じて担当保育者との対話が可能である。しかし保育所／園においては保護者が朝夕の送迎時に割ける時間は比較的短時間である上に、保育者の勤務シフトによっては担当保育者と顔を合わせて対話をする時間が十分に取れないという現状がある。またこの事態は健康管理において問題となるのみならず、保護者と保育者が連携をして保育を行うという基本的な考え方にも影響を及ぼしかねない重要な課題であるといえる。保護者が保育者に対してまた逆に保育者が保護者に対して十分な話し合いの場を持つことを必要とした場合、どちらかまたは両者共に出勤時間以外で何らかの折り合いをつけその場を設定する必要が生じてくるのである。もちろん一人の子どもを育てるにあたって必要な時間は確保すべきであろうし、それを軽んじることはあってはならないことである。しかし保護者、保育者ともに一労働者である以上決められた勤務時間も明確に遵守されなければならない現状も存在するのである。このように、多様な保育形態が充実されればされるほど、一人の子どもをめぐる保護者と保育者の連携が困難になっている。そこに現代の保育現場の矛盾や問題が大きく潜んでいるものと考えられる。

この問題はこれだけ少子化が進んできている現状にあたり、社会そのものが危機感を感じているにもかかわらず、今まで保育所／園と保護者という二者間だけで問われてきた過程が存在する。今後は保護者もしくは保育所／園のみに対して子育ての課題を押しつけるのではなく、企業を中心とした社会全体が子育ての現状を担うという意識を持ち、その健全育成にあたる必要があるものと考えられる。

#### 参考文献

- 厚生労働省「児童福祉施設最低基準の一部改正について」2002年  
文部科学省「学校保健法施行規則の一部改正について」2002年  
厚生労働省「平成14年度 人口動態統計」2002年  
文部科学省「幼児児童安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」2001年  
少子化対策推進閣僚会議「少子化対策推進基本方針」(新エンゼルプラン) 1999年  
文部・厚生・労働・建設各省「今後の子育て支援施策の基本的方向について」(いわゆるエンゼルプラン)  
1994年  
幼児保育研究会『最新保育資料集』ミネルヴァ書房 2004年  
佐藤益子編『改訂小児保健理論と実習』樹村房 2002年  
杉原隆他編『新保育講座保育内容「健康」』ミネルヴァ書房 2001年  
川原佐公『分かる・役に立つ現代の保育原理』保育出版社 2001年

## 資料 1

「けんこうてちょう」について  
この手帳は、お子さんの健康を守り、心身のすこやかな成長を  
ねがってつくりました。

- ・幼稚園でみている健康や発育の記録です。よくみて、必ず  
保護者印をおして折返し幼稚園へとどけてください。
- <保護者へのお願い>
  - ・幼稚園では健康安全のため、よい習慣をつけるよう努力して  
います。
  - ・家庭でも、幼稚園の指導に歩調をあわせて、協力してください。
  - ・欠席されるときは朝のうちに、電話で知らせてください。
  - ・病気の場合は、病名と容態をできるだけくわしく知らせて  
ください。

発育状況	出産	正常	異常	早産	か月
	主として養育人とした	母乳	人工栄養	出産時の体重	g
哺 乳	離乳期	年	か月ごろ	健 康	通 い
兒 期	発歯期	年	か月ごろ	普 通	
の 発 育	歩き始め	年	か月ごろ	弱 い	
な い く せ	ことばのいい始め	年	か月ごろ	病 気 が ち	
な お し た い	左きき、どちら、偏食、爪をかむ、 指をさす、その他( )				
既 往 症	心臓疾患(オ) ジフテリア(オ) はしか(オ) 流行性耳下腺炎(オ) 小児結核(オ) ぜんそく(オ) リュウマチ(オ) その他の(オ)			百日咳(オ) 水痘(オ) ひきつけ(オ)	
入園前に行つた予防接種	ツベルクリン反応	年 月 日	三種混合	年 月 日	
	判 定	+・±・-	(百日咳 ジフテリア 破傷風)	年 月 日	
B・C・G	年 月 日			年 月 日	
保育園	ボリオ1回目	年 月 日	風疹	年 月 日	
	ボリオ2回目	年 月 日		年 月 日	
保護者名	麻	年 月 日		年 月 日	
住 所	TEL( )				
健康保険	名称	記号番号			
備 考					

園 名			
所 在 地	平成 年 月 日	生 液型	
園 尾 名			
保 護 者 名			
住 所	TEL( )		
健 康 保 険	名称	記号番号	
備 考			

## 資料2

## 身体の発育の記録

( 年度 )

年 月 日	身 長 (cm)	体 重 (kg)	胸 囲 (cm)	保 護 者 印
・ ・				
・ ・				
・ ・				

( 年度 )

年 月 日	身 長 (cm)	体 重 (kg)	胸 囲 (cm)	保 護 者 印
・ ・				
・ ・				

( 年度 )

年 月 日	身 長 (cm)	体 重 (kg)	胸 囲 (cm)	保 護 者 印
・ ・				
・ ・				
・ ・				

## 歯 科

歯の状態	検査年月日			
	虫歯がありません	・	・	・
乳歯	虫歯	歯		
	抜かなければならぬ歯			
	処置してある歯			
永久歯	現在の永久歯の数			
	虫歯	歯		
	保護者印			

## 内 科

検査年月日	結 果			
	保 護 者 印	・	・	・
	異常なし			
	異常なし			
	異常なし			

## 眼 科

検査年月日	結 果			
	保 譲 者 印	・	・	・
	異常なし			
	異常なし			
	異常なし			

清潔換查

檢查年月日	結	果	備	考	保證者印
• •	+	•	土	• -	
• •	+	•	土	• -	
• •	+	•	土	• -	

寄生虫卵檢査

年・月・日 結果	- (いない)・+ (いる)	備 考	保護者印
•			
•			
•			

その他の記録

備考	付	日
	•	•
		•
		•
		•

資料 4

要  
章  
明

モモ附近の略図

かかりつけの施設名	
TEL	
施設名の登録番号	記 号 番 号
型	
登録圖の方法	
毎日通り過ぎる人	
父、母・祖母、祖父 その他の	( )
母、母・祖母、祖父 その他の	( )
片道 往復	徒歩、バス その他( )
備考	

自宅附近の略図  
(具体的な目録を明示)

期兒早出產

卷之三

## 資料 5

## 健康の記録

## 妊娠・出産・乳児期の記録

氏名	生年月日	年	月
----	------	---	---

出産(安産・難産・鉗子分娩・仮死・早産 授乳(母乳・人工・混合) 離乳開始(か月) 離乳完了(か月) 首のすわり(か月) 歩きはじめ(歳か月) おむつをやめた時(歳か月) 片言のはじめ(歳か月)
---

## 疾 病(入所前・入所後ともに記入)

病名	麻しん	風しん	水痘	おたふくかぜ		
発病年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月

## 予防接種

種類	三種混合		ポリオ	麻しん	ツベルクリン反応(結果)	BCG	日本脳炎	その他
	年月	D.T.T(ジフテリア、百日咳、破傷風)	1回目	年月	年月( )	年月	1期 1回目	年月
	1期 1回目	年月	年月	2回目	年月( )	年月	2回目	年月
	2回目	年月	年月	3回目	年月( )	年月	追加	年月
	3回目	年月	年月	追加	年月( )	年月	2期	年月
	追加	年月	年月	2期	年月( )	年月	3期	年月
	2期 1回目	年月	年月	3期	年月( )	年月		年月

## 検尿・ぎょう虫卵検査結果

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
蛋白・潜血 一次・再検						
糖 一次・再検						
ぎょう虫卵 1回目						
ぎょう虫卵 2回目						

## 乳幼児健診の状況

	検査・受診日	
神経芽細胞腫の検査	・・	・異常なし ・異常あり( )
1歳6ヶ月	・・	・問題なし
		・問題あり( )
3歳	・・	・正常 ・要指導( )
		・要精密( ) ・不明( )

組  
乳兒保育保健記錄票

## 幼兒保育保健記錄票

組 平成 年 月 日( )

## 資料8

## 身体発育の記録

0歳

氏名												
生年月日	年	月	日									

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												

1歳

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												

2歳

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												

3歳

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												

4歳

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												

5歳

平年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身長 cm												
体重 kg												
胸囲 cm												